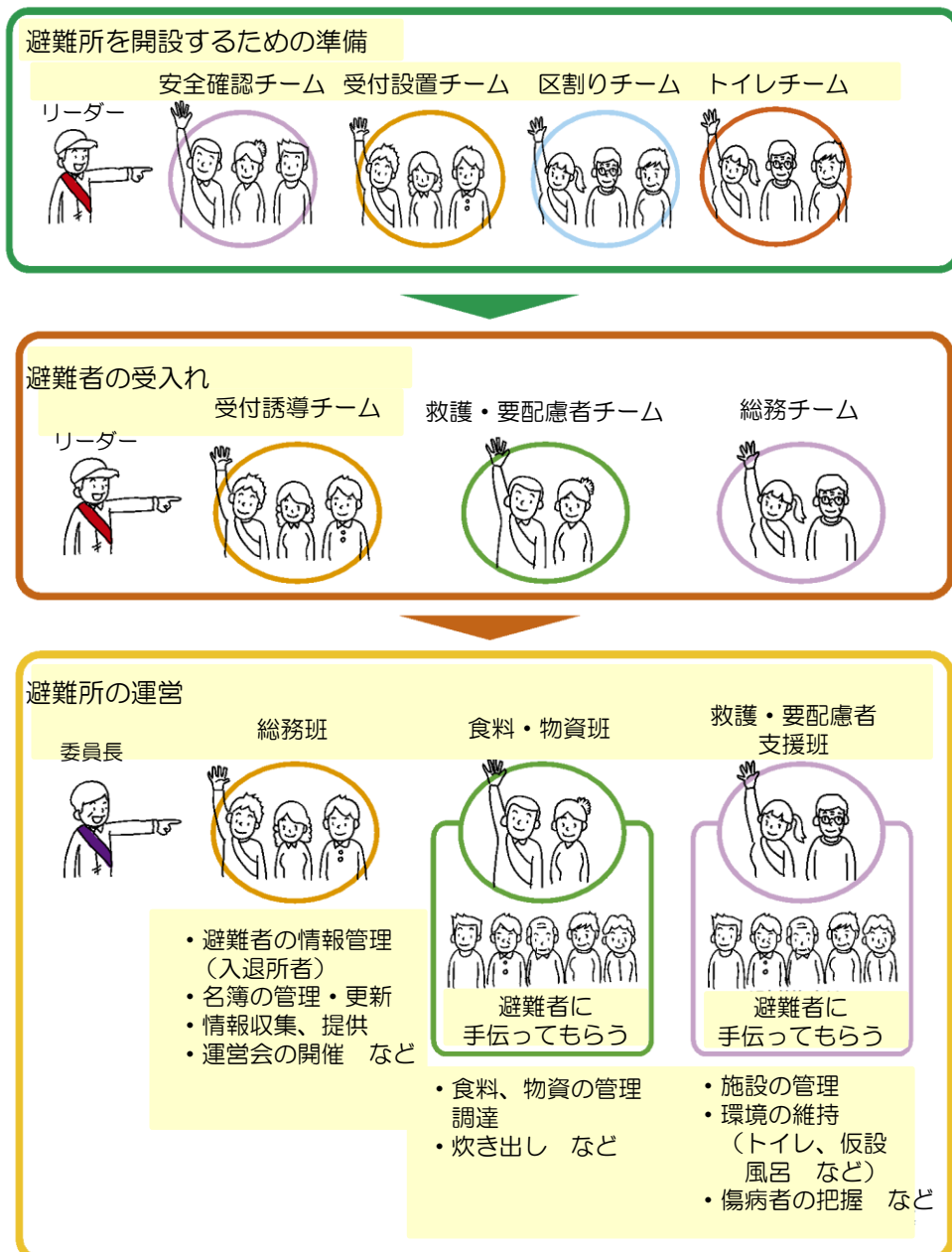


3. 避難所の運営

避難所での生活が始まると、避難者からの様々な要望に対応し、生活環境を改善していくための多くの活動を行う必要があります。これらの活動を避難者も含めて協力して行うために、「班」を設置して役割を分担します。

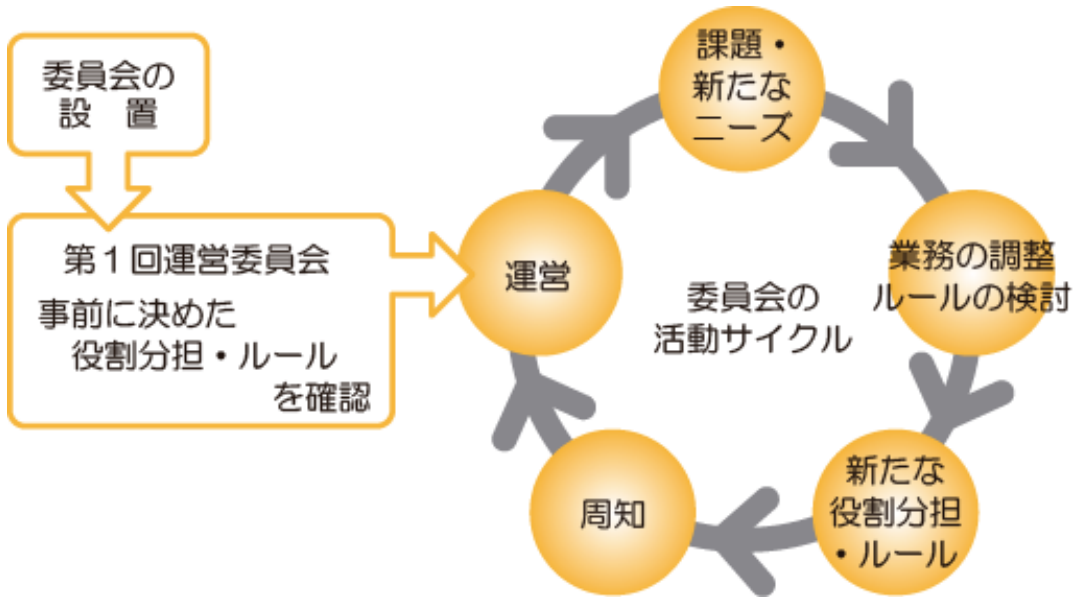
また、班が行う活動の調整や意志決定を行う「避難所運営委員会」を設置します。

【役割の移行】

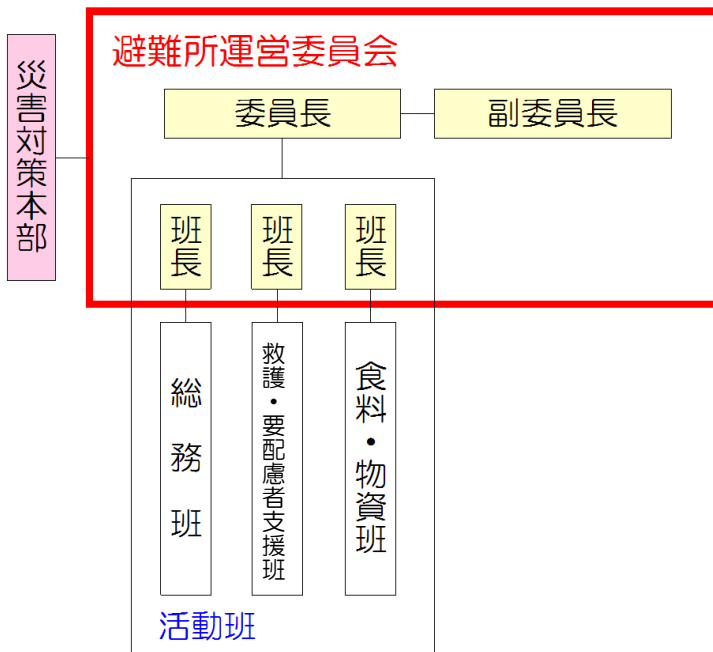


3-1 避難所運営委員会の設置

● 避難所運営委員会活動の流れ



【避難所の運営体制図】



【避難所運営委員会の設置】

- 避難所運営委員会は、1日1回以上開催します。
- 避難所運営委員会は、【避難所の運営体制図】の班長以上のメンバーで開催します。

避難所運営委員会

1. 運営体制の確立

- 役員を避難者の互選により決定します。多様な視点が運営に反映されるよう、運営メンバーを調整します。
- 役員の交代ルールを定め、運営体制を維持します。
 - ・ 役員の交代のルールは、4週間ごとに交代します。ただし再任を妨げません。

2. 避難所運営全般の意思決定

- 各活動班の課題を把握し、対応策の決定を行います。
- 近隣のほかの避難所とも連絡を取り合い、お互いに協力していきます。

3. 各活動班の活動概要

| 必要となる活動 | 活動班 | 人数 (目安) |
|---|--------------------|------------|
| ① 避難所運営委員会の開催 ② 各班の業務の調整 ③ 避難所のルールの見直し・改善 ④ 避難者・地域の被災者からの情報収集・整理・更新 ⑤ ニーズに応じた情報提供 ⑥ その他・外部との情報受発信 ⑦ 名簿の管理（避難者名簿） ⑧ 区割りの調整・管理 | 総務班 | 3人 |
| ① 施設の安全確認（余震の発生など） ② 電源・照明・生活用水などの確保 ③ トイレ・入浴サービスの運用 ④ 清掃指導・ごみの管理 ⑤ ペット自主管理の指導 ⑥ 傷病者・要配慮者の把握および対応 | 救護・ 要配慮者 支援班 | 3人 |
| ① 食料・物資のニーズの把握 ② 食料および物資の調達・管理・配給 ③ 炊き出しの指導 ④ 多様な食事の提供 | 食料・物資班 | 3人 |

3-2 活動内容

一日の流れ

総務班

救護・

要配慮者支援班

6:30 起床

8:00 朝食

情報の整理

- ・災害対策本部や被災者などから収集した情報の整理

名簿の管理

- ・入退所者などの整理
- ・避難者数の把握

環境の維持

- ・トイレや仮設風呂の清掃や管理
- ・ごみの管理

施設管理

- ・施設の見回り
- ・発電機への燃料補給
- ・生活水の確保

12:00 昼食

災害対策本部との連絡

- ・災害対策本部への定時連絡

名簿の作成・更新

- ・安否確認用名簿の作成と更新

環境の維持

- ・居住スペース清掃指導

施設管理

- ・居住スペースの見回り

ペットスペースの管理

- ・飼育者によるペットスペースの清掃を指導

業務の調整など

- ・各班の業務の調整
- ・ルールの見直し

16:00

避難所運営委員会：各班から活動状況を報告、今後の運営方針を決定

- ・避難所運営委員会の開催
- ・各班の調整

- ・避難者数

- ・施設の点検結果
- ・避難スペースの状況

情報の提供

- ・避難者、地域の被災者への情報提供

環境の維持

- ・入浴サービスの運用
- ・トイレの維持
- ・余震時のトイレの点検

18:00 夕食

ペットの飼育

- ・飼育者名簿の管理
- ・飼育者によるペットの自主管理の指導

21:30 消灯

施設管理

- ・防犯や防火の見回り

随時

情報収集

- ・災害対策本部や避難者からの情報収集

名簿の管理

- ・入退所者の受付
- ・外泊者の受付
- ・在宅避難者の管理

施設管理

- ・居住スペースの再編
- ・余震発生時の施設の点検
- ・防犯や防火対策

相談や調整

- ・避難者の相談やボランティアの調整

情報の提供

- ・安否確認への対応

施設管理

- ・照明の運用準備

災害対策本部への報告

- ・急病人の発生など、突発的に必要となる災害対策本部への連絡

救護・ 要配慮者支援班

健康の維持

- 相談窓口の開設
- 体操の実施
- 検温の実施
- 要配慮者への対応

情報収集

- 有資格者への協力依頼

健康の維持

- 施設内の巡回
- 交流の場の設置
- 要配慮者への対応

健康の維持

- 検温の実施
- 要配慮者への対応

健康の維持

- 感染症の予防
- 個人の健康相談
- 急病発生時、総務班へ
緊急搬送の要請
- 保健師などと連携した
健康維持の活動
- 心のケア
- 自立を妨げない支援
- 検温の実施

食料・物資班

配給

- 朝食炊き出しの指導
- 朝食の配給

調達・管理

- 食料や物資の在庫量の
確認
- 必要な物資の確認およ
び総務班への報告

情報収集

- 食物アレルギーの把握
- 必要物資の把握

配給

- 昼食炊き出しの指導
- 昼食の配給

配給

- 個別の必要物資の配給

配給

- 夕食炊き出しの指導
- 夕食の配給

調達・管理

- 食料や物資の受入れ
- 多様な食事の提供

一日の流れ

6:30 起床

8:00 朝食

12:00 昼食

16:00

18:00 夕食

21:30 消灯

随時

避難所運営委員会：各班から活動状況を報告、今後の運営方針を決定

•避難者の健康状態

•避難所の衛生状況

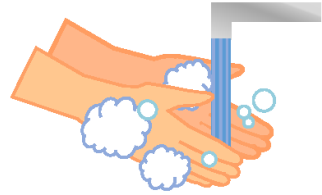
•食料や物資の状況

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませ
ず。いっぱいになる前に早め
に②のとおりごみ袋をしぼっ
て封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触
れることがないようにしっか
りしぼります。

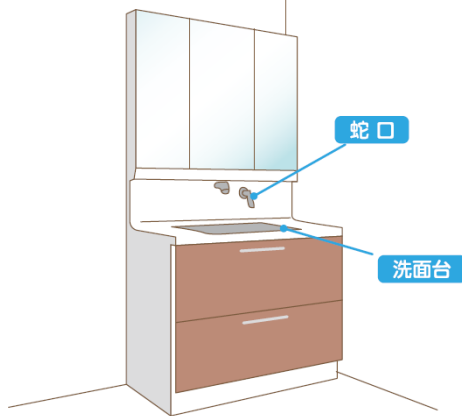
③ごみを捨てた後は石鹸を
使って、流水で手をよく洗
いましょう。



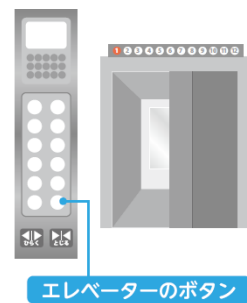
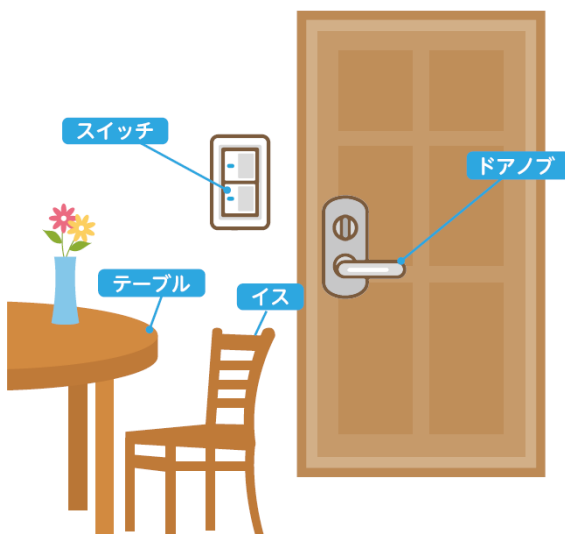
※万一、ごみが袋の外に触
れた場合は、二重にごみ袋
に入れてください。

トイレの清掃・除菌すべき箇所

共用場所の掃除のポイント



人の手がよく触れる箇所



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.26

要配慮者移送要請書

要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、「要配慮者への対応」をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。市職員などが要配慮者のスクリーニングを行い、福祉避難所へ移送する避難者が決まったら、下記の「要配慮者移送要請書」を災害対策本部に送付しましょう。

要配慮者移送要請書（一般避難所→福祉避難所）

年 月 日

災害対策本部 様

（ 春野公民館弘岡下分館 ）避難所

下記の要配慮者について、福祉避難所への移送を要請します。

記

要配慮者移送要請者名簿

| | | | | | |
|-------|------------|----|-----|----|------|
| 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 性別 | 住所 | 付添者 |
| 連絡先 | かかりつけの医療機関 | | 服薬等 | | 有・無 |
| 心身の状態 | | | | | 要配慮者 |
| | | | | | 人 |
| 緊急連絡先 | 続柄 | 住所 | 連絡先 | | 付添者 |
| | | | | | 人 |
| 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 性別 | 住所 | 付添者 |
| 連絡先 | かかりつけの医療機関 | | 服薬等 | | 有・無 |
| 心身の状態 | | | | | 要配慮者 |
| | | | | | 人 |
| 緊急連絡先 | 続柄 | 住所 | 連絡先 | | 付添者 |
| | | | | | 人 |
| 氏名 | 生年月日 | 年齢 | 性別 | 住所 | 付添者 |
| 連絡先 | かかりつけの医療機関 | | 服薬等 | | 有・無 |
| 心身の状態 | | | | | 要配慮者 |
| | | | | | 人 |
| 緊急連絡先 | 続柄 | 住所 | 連絡先 | | 付添者 |
| | | | | | 人 |

要配慮者への対応

- 要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、以下の考え方をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。
- 一般避難所には、様々な特性の要配慮者が避難してくることが想定されます。
- しかし、中には一般避難所ではなく、福祉避難所、施設、病院での生活が望ましい方もいます。
- 下の表を参考に、必要に応じて要配慮者の移送などについて検討しましょう。
- 移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所の施設職員が原則行います。どの方もいない場合は、その都度協議しましょう。

| | 対象者 | 身体の状態など |
|--|---------------|---|
| 一般の避難所の 要配慮者優先スペースで生活が可能と思われる 要配慮者 | 高齢者 | 要支援1・2 要介護1・2 |
| | 障害者 | 視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由 内部障害 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級 |
| | 妊産婦 | |
| | 乳幼児 | |
| | 指定難病の方 | |
| | 発達障害児童 | |
| | 小児慢性特定疾病の方 | |
| 福祉避難所での 生活が望ましいと考えられる要 配慮者 | 高齢者 | 要介護3・4 |
| | 障害者 | 肢体不自由（重度） 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 |
| | 指定難病の方 | |
| | 育成医療を受けられている方 | |
| 施設・病院での 生活が望ましいと考えられる要 配慮者 | 高齢者 | 要介護5 |
| | 障害者 | 内部障害（重度） |
| | 指定難病の方 | |
| | 小児慢性特定疾病の方 | |
| | 育成医療を受けられている方 | |

ポイント



上の表は、一例です。大規模災害時には、各避難者の状況について聞き取りを行い、連絡担当（総務チーム）を通して災害対策本部と連絡を取り合いながら、移送先・移送方法について検討をしましょう。

一般避難所の要配慮者優先スペースでの対応については別冊「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を参考に、共助で対応できる範囲で行います。

健康カード

感染症対策として、救護・要支援者支援班は朝と夕方の1日2回、体調の聞き取りおよび検温を行い、下記の「健康カード」に記入します。体調不良者がいた場合には、「健康相談表」を活用しながら、総務班と連携して、体調不良者の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。

(健康カード)

| 整理番号 | 氏名 |
|------|----|
| | |

日々の体温と健康状態を下記に記載をしてください

| 日にち | 月/日 | 体温 | 激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無 |
|------|-----|--------------|-----------------------|
| 1日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 2日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 3日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 4日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 5日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 6日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 7日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 8日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 9日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 10日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 11日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 12日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 13日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |
| 14日目 | | 朝： ℃ 夕： ℃ | 咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他() |

健康相談表

感染症対策として、救護・要支援者支援班は朝と夕方の1日2回、体調の聞き取りおよび検温を行い、「健康カード」に記入します。体調不良者がいた場合には、下記の「健康相談表」を活用しながら、総務班と連携して、体調不良者の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。

<健康相談表 例>

◎健康相談を受ける際には、下記の内容を基に聞き取りを行いましょう。

◎聞き取った内容については、保健師チームに引き継ぐようにしまししょう。

| 氏名 | 相談日 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
|---------------------------------------|-----|---|---|---|---|---|
| 住所 | 電話 | | | | | |
| 主訴/ いつから、どのような症状があるのか | | | | | | |
| 治療中の病気/ 受信医療機関 服薬状況等 | | | | | | |
| 体調/ 元気か、食欲、睡眠、 水分摂取、排便、 口腔ケア | | | | | | |
| 生活のこと/ 日中の活動状況 生活リズム 介助の要否 | | | | | | |
| 他者との交流 心配事 ストレス | | | | | | |
| 自由記載 | | | | | | |

ニーズ調査票

発災8日目以降からは、プル型支援が可能となります。避難生活で必要なものがあれば、総務班を通して、下記の「ニーズ調査票」を市の物資対策本部総務班に提出しましょう。

物資については、原則、すべての避難所に配送されることとなっていますが、道路啓開やトラック調達状況などによって困難な場合もあります。

No. _____
記入・提出日: _____年 ____月 ____日

| | |
|---------------------|----------|
| 要請先 (物資支援チーム) | 高知市 |
| (住所) | |
| (担当氏名) 物資対策本部総務班 | (担当者) |
| (電話番号) | (FAX) |
| (E-mail) | (E-mail) |



| | |
|-----------------|------------|
| 避難所 | 春野公民館弘岡下分館 |
| (住所) | |
| (担当氏名) 高知 太郎 | (担当者) |
| (電話番号) | (FAX) |
| (E-mail) | (E-mail) |

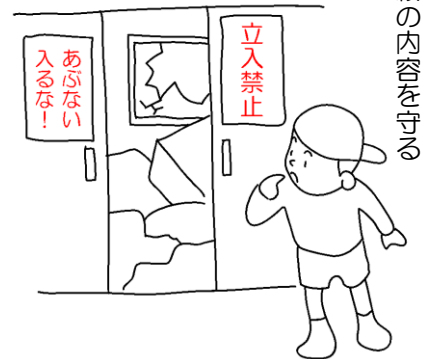
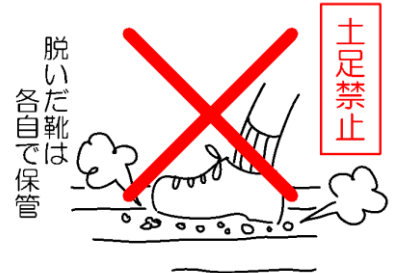
| No. | | 品目 | 数量 | 備考 |
|-----|--|------------------|-----|----|
| | | | 個数 | 単位 |
| 1 | | ミネラルウォーター(500ml) | 300 | 本 |
| 2 | | 精米(無洗米) | 30 | kg |
| 3 | | お粥 | 30 | 個 |
| 4 | | 単3乾電池 | 20 | 本 |
| 5 | | 夜用生理用ナプキン | 500 | 枚 |
| 6 | | 紙コップ | 500 | 個 |
| 7 | | Tシャツ(Mサイズ) | 100 | 枚 |
| 8 | | 木炭 | 50 | kg |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |

次ページ あり/なし(/)

3-3 避難所のルール

<避難所全体のルール>

- 避難所は、避難所運営委員会および避難者が主体となって運営します。
- 居住スペースは**土足禁止**とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で**再配置**を行います。
- 衛生の観点から定期的に生活場所を移動し清掃を行います。ご協力ください。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「**立入禁止**」「**使用禁止**」「**利用上の注意**」などの張り紙の内容には必ず従ってください。
- 入浴、医療・保健などの巡回相談、各種情報提供のための相談窓口といった生活サービスは、提供できるようになれば情報掲示板などでご案内します。食料・物資と同様に、原則、登録いただいた避難者名簿に基づき、全ての避難者に提供されます。
- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。
- 避難所には、要配慮者など配慮が必要な方が一緒に生活しています。お互いに助け合い、協力しましょう。



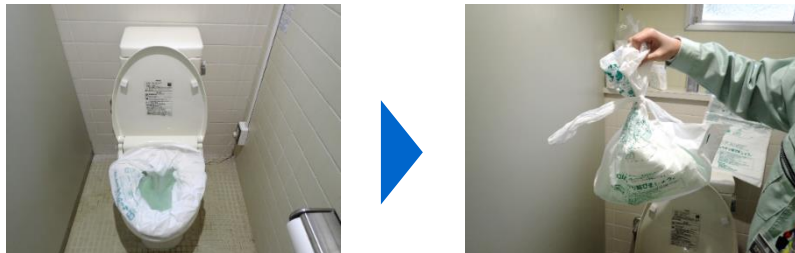
<トイレの使用ルール>

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、もしくは状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損するなど、危険な状況にある場合

- 敷地内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを使用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ、携帯トイレのイメージ

仮設トイレのイメージ



簡易トイレ ※組立が必要なものもあります。



携帯トイレ



◎共通事項

- ※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。
- ※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

<自動車内で避難生活をする際のルール>

【自動車内で避難生活をしたい場合は】

- 駐車スペースに限りがあるため、車の受入れは原則、要配慮者に限ります。
- 自動車内で避難生活をしたいという場合は、総務班まで申し出てください。

【体調管理について】

- 自動車内で避難する場合、エコノミークラス症候群などの症状が発生する可能性があります。こまめに体を動かしましょう。

予防のために心がけるといいこと

- ①ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- ②こまめに水分をとる。
- ③アルコールを控える。できれば禁煙する。
- ④ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- ⑤かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりする。
- ⑥眠るときは足を上げる。

足の運動例



【安全管理について】

- 避難所のスタッフが定期的に駐車場の見回りを行います。何らかの異変があった場合は、申し出てください。

【配給や掲示板の確認】

- 食料や物資の配給の際は、配給場所まで取りに来てください。
- 情報掲示板はこまめに確認するようにしてください。

<ペットのルール>

【飼育場所について】

- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードによりつなぎとめて飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。



リードでつなぎとめる



ケージに入れる

【衛生管理や健康管理について】

- ペットの排便などは、飼い主の管理のもと、排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ノミ、ダニなどの発生防止、衛生管理、健康管理に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

【トラブルや、飼育が困難になった場合は】

- ペットの苦情防止および危害防止に努めてください。
- 飼育が困難になった場合は、ペット担当（受付誘導チーム）または救護・要配慮者支援班に相談してください。
- ほかの避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかにペット担当（受付誘導チーム）または救護・要配慮者支援班まで届け出てください。

【身体障害者補助犬について】

- 身体障害者補助犬はペットとして扱いません。補助犬を同行して避難された方は、別室に案内します。

<感染症対策のルール>

- 避難所では、**常にマスクを着用しましょう**。**咳エチケット**にもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用时、ごみを捨てた後など、定期的に**手洗い・消毒**をしましょう。
- 避難所内の換気や清掃、消毒作業にご協力ください。
 - ・換気は1時間に1回、10～15分行います。
 - ・居住スペースは、毎日清掃します。
 - ・机や椅子、ドアノブなど、多くの人が手を触れる場所は、定期的に手指消毒液を浸したペーパータオルなどで拭きます。
- 体調がよくない時は、受付や避難所運営本部に申し出てください。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。



換気の悪い
密閉空間



手の届く範囲に多くの人がいる
密集場所

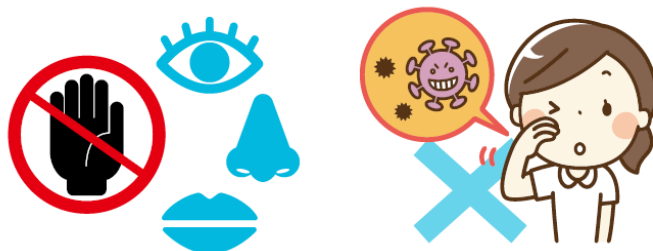
お互いの距離は **2m以上**あける



近距離での会話や発声をする
密接場面

- 汚れた手で、無意識に目・鼻・口を触らないようにしましょう。

ウイルスは粘膜を通じて侵入します。手洗い・アルコール消毒の前は、首から上を触らないよう十分に注意しましょう。



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



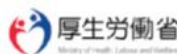
1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う



厚労省

検索



4. 基本情報

(令和3年12月現在)

| 分類 | 品目 | | 現在数 | 配備場所 | 配備所管課 | 分類 | 品目 | | 現在数 | 配備場所 | 配備所管課 |
|----------|------------|---------------------------|------------------|------------------|--------------|----------------------------------|--------------|--------|-----|------------------|-------|
| 食料・水 | アルファ米 | | 0 食 | | 防災政策課 | 食料・水 | 体温計(非接触型) | | 1 個 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | 防災政策課 |
| | 飲料水 | 500ml(24本入り) (津波避難ビル用) | 0 箱 | | 地域防災推進課 | | 体温計(接触型) | 0 個 | | | |
| | | 2l(6本入り) | 0 本 | | | | 乾電池 | 4 個 | | | |
| | 哺乳瓶 | | 0 セット | | 防災政策課 | | アルコール除菌シート | 200 枚 | | | |
| | ミルク | | 0 本 | | | | フェイスシールド | 4 枚 | | | |
| | | | | | | | 液体石鹸(ハンドソープ) | 4 本 | | | |
| | | | | | | | ペーパータオル | 4 箱 | | | |
| 衛生用品 | 簡易トイレ | 洋式 | 4 基 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | 新エネルギー・環境政策課 | 養生テープ(赤) | 2 個 | | | | |
| | 簡易テント | | 4 基 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | 養生テープ(黄) | 2 個 | | | | |
| | 携帯トイレ | 便袋 | 20 箱 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | 養生テープ(青) | 2 個 | | | | |
| | トイレトイーパー | | 40 巻 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | 施設設備消毒液 (次亜塩素酸ナトリウム: ハイター) | 1 本 | | | | |
| | 手指消毒液 | | 10 本 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | 地域防災推進課 | 次亜塩素酸ナトリウム希釈容器 (ペットボトル) | 1 本 | | | | |
| | マスク(50枚入り) | | 12 箱 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | 防災政策課 | 施設設備消毒液 (スプレータイプ) | 2 本 | | | | |
| | 大人用おむつ | | 20 枚 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | キッチンペーパー | 1 本 | | | | |
| | 子ども用おむつ | | 202 枚 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | ごみ袋 | 30 枚 | | | | |
| | 生理用品 | | 84 枚 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | ビニール袋(大) | 100 枚 | | | | |
| | おしりふき | | 0 枚 | | | ビニール袋(小) | 100 枚 | | | | |
| 紙パッド | | 0 枚 | | 使い捨て手袋(M) | | 100 枚 | | | | | |
| 炊き出し用品 | 炊き出し釜・薪 | | 1 台 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | 地域防災推進課 | 使い捨て手袋(L) | 100 枚 | | | | |
| | | | | | | 使い捨てエプロン | 6 着 | | | | |
| | | | | | | 新聞紙 | 1 部 | | | | |
| | | | | | | ティッシュペーパー | 3 箱 | | | | |
| | | | | | | ボールペン | 2 本 | | | | |
| | | | | | | マジックペン(黒) | 2 本 | | | | |
| | | | | | | マジックペン(赤) | 2 本 | | | | |
| | | | | | | セロテープ | 1 個 | | | | |
| | | | | | | 資料用クリアケース | 1 個 | | | | |
| | | | | | | 資料用クリアファイル | 1 枚 | | | | |
| 避難所運営セット | 靴袋 | | 192 枚 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | 地域防災推進課 | 手指消毒液 | 5 本 | | | | |
| | ヒブス | | 20 着 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | マスク | 200 枚 | | | | |
| | メジャー | | 1 個 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | 段ボールベッド | 0 台 | | | | |
| | マジック | | 5 個 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | 間仕切り | 20 枚 | | | | |
| | 養生テープ | | 15 個 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | 簡易ベッド | 0 台 | | | | |
| | 鉛筆 | | 60 本 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | 津波避難ビル資機材 | ボート | 0 基 | | | |
| | PPテープ | | 15 個 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | | ヘルメット | 0 個 | | | |
| | 三色ボールペン | | 20 本 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | | 救命胴衣 | 0 着 | | | |
| | カッター | | 2 本 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | | | ロープ | 0 本 | | | |
| | 通信機器 | USB | | 1 個 | | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | 地域防災推進課 | アルミシート | 0 枚 | | |
| マニュアル | | 1 式 | 玄関右側スペース多目的集会室南側 | 救助用サイン資機材 | 0 セット | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 無線機 | 無線機 | | 0 台 | 地域防災推進課 | | | | | | | |
| | 衛星携帯電話 | | 0 台 | | | | | | | | |

4. 基本情報（福祉避難所一覧表）

（令和3年5月現在）

| 番号 | 福祉避難所（施設名） | 住所 |
|----|------------------------|---------------|
| 1 | 保健福祉センター | 塩田町18-10 |
| 2 | 東部健康福祉センター | 葛島4丁目3-3 |
| 3 | 西部健康福祉センター | 鴨部860-1 |
| 4 | 南部健康福祉センター | 百石町3丁目1-30 |
| 5 | 障害者福祉センター | 旭町2丁目21-6 |
| 6 | 土佐山健康福祉センター | 土佐山桑尾1842-2 |
| 7 | 春野あじさい会館 | 春野町西分1-1 |
| 8 | ケアハウス パールマリン | 仁井田1618-18 |
| 9 | 特別養護老人ホーム あざみの里 | 薊野北町2丁目25-8 |
| 10 | 特別養護老人ホーム シーサイドホーム桂浜 | 長浜6598-4 |
| 11 | 高知県立高知若草特別支援学校 | 春野町弘岡下2980-1 |
| 12 | 特別養護老人ホーム ふるさとの丘 | 朝倉己1149-106 |
| 13 | 有料老人ホーム あつとホーム | 神田1068-1 |
| 14 | 特別養護老人ホーム はるの若菜荘 | 春野町東諸木3058-1 |
| 15 | 特別養護老人ホーム うららか春陽荘 | 春野町西分4660 |
| 16 | 特別養護老人ホーム やすらぎの家 | 針木北1丁目14-30 |
| 17 | 在宅介護センター わかくさ | 若草南町22-25 |
| 18 | 特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知 | 一宮しなね2丁目15-19 |
| 19 | 特別養護老人ホーム 森の里高知（ヘリオス） | 横浜20-1 |
| 20 | 特別養護老人ホーム 風花の里 | 西塚ノ原フキ谷76-1 |
| 21 | ケアハウス あじさいの里 | 春野町芳原1308-1 |
| 22 | デイサービス いこいの森 | 旭町2丁目38-5 |
| 23 | 小規模多機能型居宅介護事業所 ありがとう | 横浜西町29-32 |
| 24 | 老人保健施設 あうん高知 | 一宮西町1丁目7-25 |
| 25 | グループホーム 憩いの生活館-いっく- | 一宮東町1丁目26-3 |
| 26 | 有料老人ホーム おひさまのうた | 一宮東町1丁目27-38 |
| 27 | 老人保健施設 シルバーマリン | 仁井田1612-21 |
| 28 | 介護老人保健施設 あったかケアみずき | 一宮中町2丁目9-4 |
| 29 | 介護老人保健施設 ピアハウス高知 | 塚ノ原36 |
| 30 | 中山間地域構造改善センター | 鏡小浜8 |
| 31 | 介護老人保健施設 梅壽苑 | 土居町9-18 |
| 32 | 特別養護老人ホーム つむぐ | 長浜6598-4 |
| 33 | 福祉牧場 おおなる園 | 神田2485-2 |
| 34 | グループホーム つくしの里 | 鴨部1079-1 |
| 35 | 高知県立高知ろう学校 | 中万々78 |
| 36 | 高知県立盲学校 | 大膳町6-32 |
| 37 | 養護老人ホーム 千松園 | 十津2丁目12-1 |
| 38 | ユニット型特別養護老人ホーム もとちか | 長浜4975番地 |
| 39 | 平成福祉専門学校（校舎部分） | 針木北1丁目14-30 |
| 40 | 平成福祉専門学校（寮部分） | 針木北1丁目14-30 |
| 41 | 認知症対応共同生活介護あさひ | 下島町11番7号 |
| 42 | サービス付き高齢者向け住宅 いこいの森プラス | 旭町3丁目3番地 |